

1. 前橋市こども計画の骨子案

策定方針の概要

※ 4, 5 月の検討会議で決定

- (1) 計画の名称——▶ (仮称) 前橋市こども計画
- (2) 策定根拠——▶ こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」
- (3) 位置づけ——▶ 前橋市総合計画の個別計画（こども分野の総合的な計画）
- (4) 目的と内容——▶ すべてのこども・若者が、安心して心も体も元気に自分らしく成長できる前橋市を実現するため、出生からこども、若者への成長と、結婚、妊娠、出産、子育ての当事者へライフステージに応じて切れ目なく支援を行うための総合的な計画
- (5) 計画期間——▶ 令和8年度～令和11年度（4年間）※第2期以降は5年間の計画
- (6) 対象——▶ こども、若者、子育ての当事者など
- (7) 計画の構成——▶ 基本理念、基本目標、施策の柱を掲げ、それらに基づく事業や指標を整理する。また、計画の別冊として、①施策実施計画、②施設等整備計画を定める。
- (8) 本市の特徴——▶ 並行して検討中の「前橋市こども基本条例」の基本理念を踏まえて、こどもの権利の保障を前面に掲げ、こども・若者を権利の主体とする計画とする。
- (9) 策定の推進体制▶ 各種会議での検討、ワークショップによる意見聴取などを行いながら推進

1. 前橋市こども計画の骨子案

計画の全体像

①【総論】

第1章 前橋市こども計画について

第2章 前橋市の現状

第3章 前橋市が目指す姿（1 基本理念、2 基本目標、3 施策の柱）

第4章 計画の推進（1 施策体系、2 推進体制、3 進捗状況の管理）

②【各論】

第5章 基本目標に基づく施策の取組

基本目標1、施策の柱1、2、3……、施策1、2……

基本目標2、施策の柱1、～(省略)～

③【資料編・別冊】

・実施事業計画 ・施設整備計画 ・第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画

1. 前橋市こども計画の骨子案

① 総論

第1章 前橋市こども計画について

- 1 計画策定の背景・趣旨 ■こども基本法に基づく計画
- 2 計画の位置づけ ■他計画との連携・補完、包含する計画
- 3 計画の期間 ■第一期計画はR8～R11（4年間）、第二期以降は5年間
- 4 計画の対象 ■こども、若者、子育ての当事者

第2章 前橋市の現状

- 1 人口動態 ■人口の推移、自然増減・社会増減の推移
- 2 こども・若者をめぐる状況 ■出生数、合計特殊出生率、貧困、不登校、いじめ、アンケート調査結果
- 3 こども施策の状況 ■本市の取組状況

第3章 前橋市が目指す姿

- 1 こども・若者の願い ■大切にすることどもの権利、すべてのこどもが健やかに成長できる市
※ワークショップ、アンケート調査の自由意見や意見の反映状況を掲載
- 2 基本理念 ■前橋市が目指す姿
- 3 基本目標

第4章 計画の推進

- 1 施策体系 ■施策体系図
- 2 推進体制 ■こどものまち前橋推進本部、有識者会議、こども・若者会議等
- 3 進捗状況の管理 ■PDCAサイクルにおいて事業、指標の評価

1. 前橋市こども計画の骨子案

① 総論

第1章 前橋市こども計画について

1 計画策定の背景・趣旨 ■こども基本法に基づく計画

2 計画の位置づけ ■他計画との連携・補完、包含する計画

3 計画の期間 ■第一期計画はR8～R11（4年間）、第二期以降は5年間

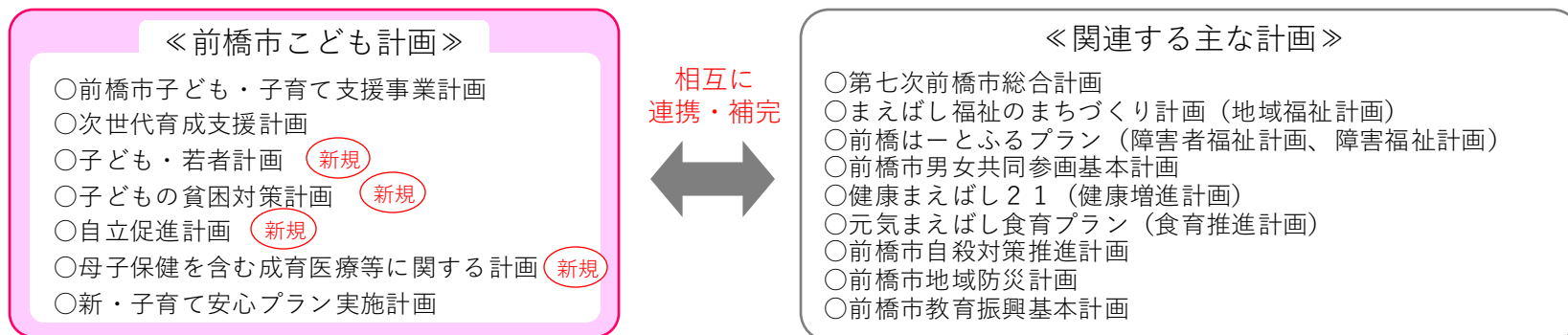
4 計画の対象 ■こども、若者、子育ての当事者

1 計画策定の背景・趣旨

- ・こども基本法（令和5年4月1日施行）により市町村こども計画策定の努力義務化。
- ・前橋市こども計画はこども基本法第10条第2項に基づき「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」及び群馬県の「ぐんまこどもビジョン2025（令和7年4月1日開始）」を勘案して策定。
- ・こども大綱に束ねられた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策の推進に関する大綱」等の内容も踏まえ、こども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の実現、こども政策を総合的に推進するための計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- ・こども分野の総合的な計画として関連計画と相互に連携・補完する計画とする



1. 前橋市こども計画の骨子案

① 総論

(参考) こども大綱、ぐんまこどもビジョン2025 (抜粋)

こども大綱

■こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

■こども施策に関する基本的な方針（6本の柱）

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

■こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等）
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり等）
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- (4) こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等）
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等）

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実)

(2) 学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

(こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等、居場所づくり、小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育、いじめ防止・不登校のこどもへの支援、校則の見直し・体罰や不適切な指導の防止、高校中退の予防、高校中退後の支援)

(3) 青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

(高等教育の修学支援、高等教育の充実、就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組、結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実)

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

(4) ひとり親家庭への支援

ぐんまこどもビジョン2025

■目指す社会の姿 ―― こどもたち一人一人が大切にされ、全てのこどもの育ちを支える社会 ―― 未来を創る好循環～

■基本理念 ―― 次代を担うこども・若者にとっての最善の利益を優先し、こどもや子育てに関わる全ての人が幸せを実感できるよう、当事者の声を聴きながら、ともに推進します

■基本方針

1 全てのこどもの将来にわたるウェルビーイングの保障【ライフステージ共通】

(こどもの権利の理解と社会全体での共有、非認知能力育成と活躍できる機会づくり、切れ目のない保健・医療の提供、困難な状況にあるこども・若者への支援)

2 「はじめの100 か月」を社会全体で支える【こどもの誕生前～幼児期】

(妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の提供、「愛着形成」と「遊び」を通じた成長の保障)

3 心身の健やかな成長と自己肯定感を高めるための環境を整える【学童期・思春期】

(安心して過ごし学べる学校生活の充実、多様な居場所づくり、性に関する教育や相談支援の充実、社会的な自立に必要な知識の習得、学校生活での様々な困難に応じた適切な対応)

4 可能性を伸ばし、希望する将来の実現を応援する【青年期】

(高等教育の修学支援と教育の質の向上、希望するライフキャリアの実現に向けた支援)

5 こどもの育ちを支える大人への支援【子育て当事者】

(子育て当事者の不安や負担の解消、共働き・共育ての推進)

1. 前橋市こども計画の骨子案

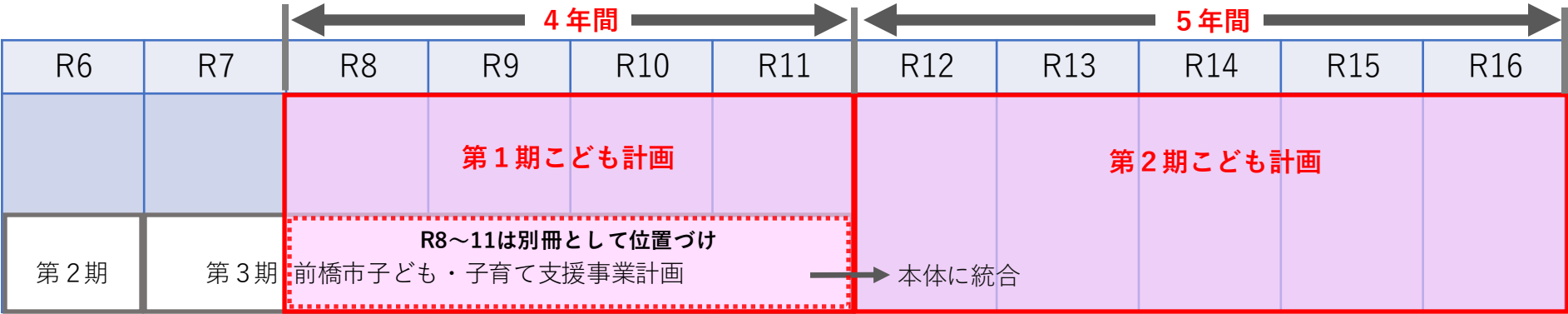
① 総論

第1章 前橋市こども計画について

- 1 計画策定の趣旨・目的 ■こども基本法に基づく計画
- 2 計画の位置づけ ■他計画との連携・補完、包含する計画
- 3 計画の期間 ■第一期計画はR8～R11（4年間）、第二期以降は5年間
- 4 計画の対象 ■こども、若者、子育ての当事者

3 計画の期間

- ・第一期計画は令和8年度から令和11年度までの4年間とする（第三期子ども・子育て支援事業計画の終期と合わせる）。
- ・第二期以降の計画は5年間の計画として更新する。



4 計画の対象

- ・こども、若者及び子育ての当事者を主な対象とする。
- ・年齢は「こども」は概ね18歳未満、「若者」は18歳から概ね30歳未満とする。ただし、年齢の区分によって必要な支援が途切れないう、必要に応じて柔軟に対象を判断できるものとする。

1. 前橋市こども計画の骨子案

① 総論

第2章 前橋市の現状

1 人口動態

■人口の推移、自然増減・社会増減の推移

2 こども・若者をめぐる状況

■出生数、合計特殊出生率、貧困、不登校、いじめ、アンケート調査結果

3 こども施策の状況

■本市の取組状況

1 人口動態

- ・人口の推移、自然増減・社会増減の推移など

2 こども・若者をめぐる状況

- ・出生数、合計特殊出生率、貧困、不登校、いじめ、R6少子化対策等に関する市民アンケート調査結果など

3 こども施策の状況

- ・本市の子育て支援や、こども・若者に関する施策の近年の取組を中心に時系列で説明
(市立小中学校の学校給食費無償化、第3子以後の保育料等の無料化、こども家庭センター、すくすくこども館など)

グラフ・表を中心に説明

1. 前橋市こども計画の骨子案

① 総論

第3章 前橋市が目指す姿

1 こども・若者の願い ■こども、若者の声の紹介

※ワークショップ、アンケート調査の自由意見や意見の反映状況を掲載

2 基本理念 ■前橋市が目指す姿

3 基本目標

1 こども・若者の願い

- ・タウンミーティングやワークショップなどの取組を通じて聴いてきた、こども、若者の声を紹介。
- ・こども、若者からの意見を踏まえて計画の基本理念（前橋市が目指す姿）を定めるとともに、こども、若者が望む社会の姿の実現に向けて取組を進めていく。
- ・計画策定後もこども、若者の意見を聴くことを大切にしていける。

《ワークショップ等におけるこども・若者の声》

●高校生タウンミーティング「前橋市の未来について考えよう！」（R6.8.17）

- ・子育てに悩む親が相談したり話し合っただけで悩みを解決できるようなイベントを開催してほしい。
- ・男性の育児休暇取得率を日本一にする。

●小中高生ワークショップ「みんなで考えよう！こどもの権利」（R6.8.25）

- ・人権、権利があるからこそ当たり前だと思った生活ができる。

●高校生ワークショップ「みんなで話そう！こどもの権利」（R6.9.16）

- ・親としての責務を果たし、こどもを愛すること、こどもを一人の人間として扱って対話をしてほしい。
- ・こどもの行動範囲を広げ自立を促してほしい、その過程を社会全体で見守ってほしい。

1. 前橋市こども計画の骨子案

① 総論

●前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6.10～12）

- ・自分の気持ちや意見を素直に積極的に言える環境を作る。
- ・自転車に乗れたりボール遊びなどスポーツがもっとできる公園がほしい。

●こども基本条例前文検討ワークショップ（R7.5.24～6.14）

※グループごとに検討した望む社会

- ・私たちこどもは、自分の個性や強みを見つけて夢や希望を持って大人になれる社会を望んでいます。そのために、私たちは様々なチャレンジの中で意見を主張したり他者と話したりして、自分への理解を深める必要があります。そして大人は、私たちが挑戦することを最大限に応援して、私たちこどもの憧れの存在になってください。
- ・私たちこどもはやりたいことになんでも挑戦する気持ちを持っています。大人は私たちを常に否定せずに周りの大人に応援されたいです。また、私たちは安心できるような社会をつくってほしいです。
- ・私たちこどもは「困っているこどもが安心できる社会」を望みます。そのために、私たちは互いに寄り添い助け合います。そして大人には、こどもの権利が守られる社会体制を整えてほしいです。
- ・私たちこどもたちは、生まれながらに愛され、自分の意見を伝える権利を持っています。また、この社会で成長し、明るい前橋市となることを願っています。そして、私たちこどもはこの条例や込められた思いを深く理解し、私たち自身から、おとなたちと共に行動していくことを望みます。

1. 前橋市こども計画の骨子案

① 総論

第3章 前橋市が目指す姿

1 こども・若者の願い ■こども、若者の声の紹介

※ワークショップ、アンケート調査の自由意見や意見の反映状況を掲載

2 基本理念 ■前橋市が目指す姿

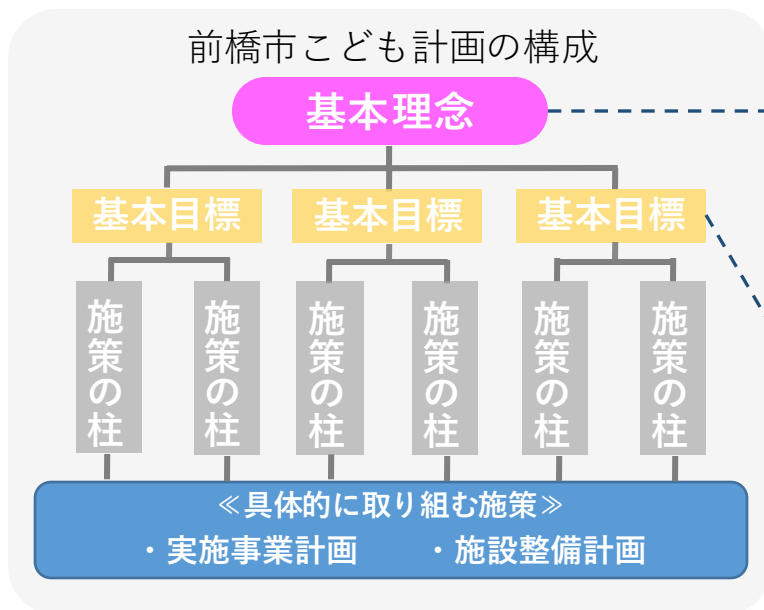
3 基本目標

2 基本理念

- ・前橋市こども計画が目指す、市民や関係者が共有する前橋市の姿。

3 基本目標

- ・基本理念を達成するために掲げる、具体的な目標。



●基本理念案（前橋市が目指す姿）

こどもたちの笑顔があふれ、一人一人が自分らしく、
幸せに育つことができるまちをみんなでつくる

★計画の名称、基本理念は

ワークショップ、こども向けの意見聴取等の取組で、
こども・若者の意見を取り入れて
決定する予定

●基本目標

こどもの
権利保障

1 こどもの権利を保障し、多様なこどもたちの声を聴き、活かす、前橋市の実現

支援の
充実

2 切れ目のない支援や環境を整え、こどもから若者、子育ての当事者へと、健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

社会全体
の取組

3 こどもは社会を元気にする原動力。こどもが自ら学び、安心して成長できるまちをみんなでつくり、全ての市民、企業など市全体への好循環を生み出す前橋市の実現

1. 前橋市こども計画の骨子案

① 総論

第4章 計画の推進

1 施策体系 ■ 施策体系図

2 推進体制 ■ こどものまち前橋推進本部、有識者会議、若者会議等

3 進捗状況の管理 ■ PDCAサイクルにおいて事業、指標の評価

1 施策体系

基本理念	基本目標	施策の柱	主な内容
基本理念	基本目標 1 【こどもの権利保障】	1 前橋市こども基本条例の制定	条例の説明、大切なこどもの権利
		2 こどもの意見表明	意見聴取制度、こどもの意見を活かす取組
		3 権利の教育、保障	こども・若者が主体的に活躍できる機会づくり
		4 こどもの権利の普及	市全体に理解を深める取組、こどもの権利の日
	基本目標 2 【支援の充実】	1 ライフステージ共通の支援【ライフステージ共通】	切れ目のない保健・医療、多様な経験
		2 こども・若者への支援【乳幼児期・学童期・思春期・青年期】	乳幼児、小・中学生、高校生、若者への支援
		3 子育ての当事者への支援	妊娠、出産、子育ての支援、仕事と子育ての両立
		4 こども・若者や家族の状況に応じた支援【特性や困難な状況を抱えた方】	障害、病気、ひとり親、貧困、虐待、ヤングケア等
	基本目標 3 【社会全体の取組】	1 教育現場の取組	公教育の充実、保幼小連携の推進
		2 官民連携・協働	子育てしやすい職場環境の整備、育児休業制度
		3 地域での活動	地域・学校・家庭の連携、民間団体との連携、
		4 安心・安全に成長できる環境の整備	インターネットやSNSとの関わり方、非行防止
		5 こどもの居場所づくり	学習支援、こども食堂
		6 相談体制の充実	こども家庭センター、DXの推進

②各論(P15～)

1. 前橋市こども計画の骨子案

① 総論

第4章 計画の推進

1 施策体系 ■ 施策体系図

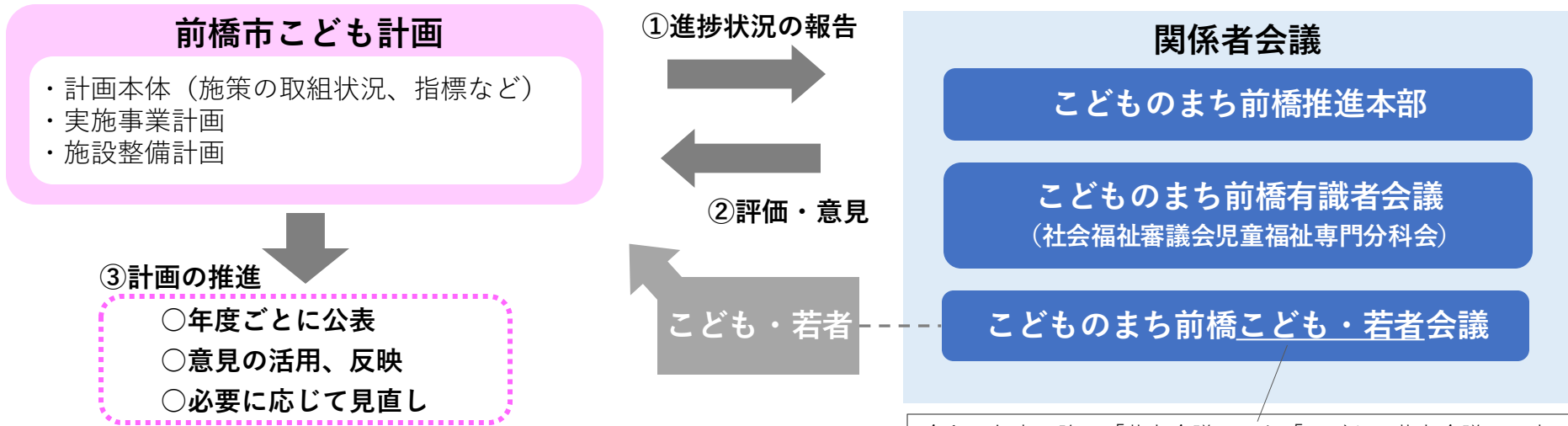
2 推進体制 ■ こどものまち前橋推進本部、有識者会議、こども・若者会議等

3 進捗状況の管理 ■ PDCAサイクルにおいて事業、指標の評価

2 推進体制

計画の推進にあたり「こどものまち前橋推進本部」、「こどものまち前橋有識者会議(社会福祉審議会児童福祉専門分科会)」、「こどものまち前橋こども・若者会議」の各会議を中心に、事業の実施状況及び成果等について報告を行い、評価を行う。

また、事業の実施状況及び成果等については毎年公表することとし、こども、若者等を含む市民から意見を聴取しながら、必要に応じて計画の見直しを行うなど、必要な取組みが着実に実施できるよう体制を構築する。



令和8年度以降、「若者会議」から「こども・若者会議」に変更し、現在の大学生に加え、高校生も参加する会議にすることを検討中。

1. 前橋市こども計画の骨子案

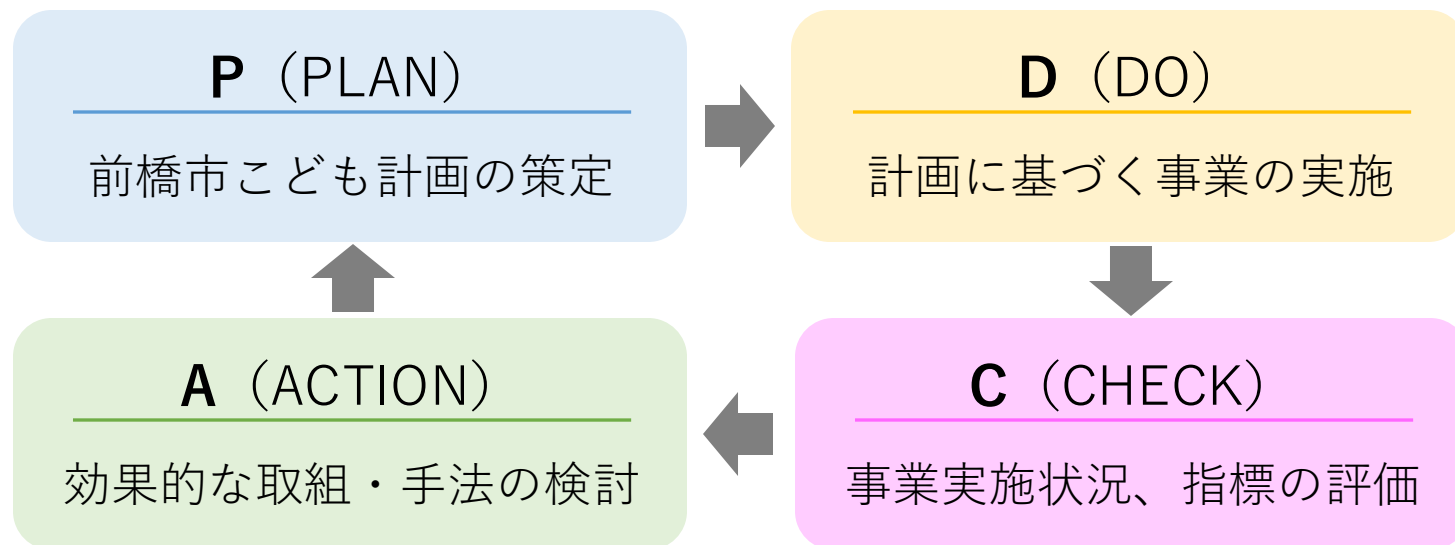
① 総論

第4章 計画の推進

- 1 施策体系 ■施策体系図
- 2 推進体制 ■こどものまち前橋推進本部、有識者会議、若者会議等
- 3 進捗状況の管理 ■PDCAサイクルにおいて事業、指標の評価

3 進捗状況の管理

事業を所管する所属が取組を推進するとともに、進捗状況の管理はこども未来部こども政策課が中心となってとりまとめを行います。進捗状況の管理は、単に実績をまとめるだけに留まらず、より良い施策の推進につなげられるよう、PDCAサイクルによって必要な改善を行い、事業効果を高められるよう努めます。



1. 前橋市こども計画の骨子案

② 各論

第5章 基本目標に基づく施策の取組

※下記「内容」欄に挙げている項目は、想定される事業や施策等の例示です。実際の項目は、今後の調査によりまとめていきます。

基本目標1

こどもの権利を保障し、多様なこども達の声を聴き、活かす、前橋市の実現

こどもが権利の主体であることを念頭に、こどもが意見を表明できる環境がつけられ「こどもにとって最も良いこと」が尊重される前橋市の実現を目指します。

【施策の柱1】 前橋市こども基本条例の制定

内容

条例制定の経緯・目的、大切なこどもの権利、こどもの権利を保障するための役割

【施策の柱2】 こどもの意見表明

内容

意見聴取制度、多様な声を大切にする取組、こどもの意見を活かす取組

【施策の柱3】 こどもの権利の教育、保障

内容

権利の教育、こども・若者が主体的に活躍できる機会づくり

【施策の柱4】 こどもの権利の理解、普及

内容

市全体に理解を深める取組（イベント、ワークショップ）、前橋市こどもの権利の日

1. 前橋市こども計画の骨子案

② 各論

第5章 基本目標に基づく施策の取組

※下記「内容」欄に挙げている項目は、想定される事業や施策等の例示です。実際の項目は、今後の調査によりまとめていきます。

基本目標2

切れ目のない支援や環境を整え、こどもから若者、子育ての当事者へと健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

こどもや若者から子育て世代へと、それぞれの状況やニーズを踏まえた切れ目のない支援を行うことで、こどもたちが心身ともに豊かに成長でき、また、こどもと向き合いながら安心して子育てができる前橋市を目指します。

【施策の柱1】 ライフステージ共通の支援【ライフステージ共通】

内 容

(1) 切れ目のない保健、医療の提供

医療費無料化、障害児相談支援事業、医療的ケア児支援事業、障害児等への医療給付事業、自立支援医療制度、小児慢性特定疾病医療費の支給

(2) 健やかな成長、豊かな人生に繋がる経験

非認知能力を伸ばす取組、自然体験、環境教育、郷土文化の理解促進、国際理解教育活動、社会教育推進事業

(3) 誰もが安心して暮らせる社会の実現

男女共同参画、女性活躍推進、性的少数者に対する理解促進、インクルージョン推進

(4) 環境・施設の整備

子育て関連施設、こども関連施設、公園など

1. 前橋市こども計画の骨子案

② 各論

第5章 基本目標に基づく施策の取組

※下記「内容」欄に挙げている項目は、想定される事業や施策等の例示です。実際の項目は、今後の調査によりまとめていきます。

【施策の柱2】 こども・若者への支援【乳幼児期・学童期・思春期・青年期】

（1）乳幼児（乳幼児期）

心身の健全な発育・成長を支援するための環境の充実、発達特性へのサポート、こども発達支援センター事業、各種健康診査、予防接種、すこやか健康教室、離乳食講習会、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター、一時預かり事業、こども誰でも通園制度、ブックスタート事業、教育・保育の質の向上のための取組、保幼小連携の推進、児童館、子育てひろば、授乳室の設置や周知等

（2）小学生・中学生（学童期・思春期）

授業充実支援事業（教科別講師）、外国語教育推進事業、GIGAスクール構想、部活動の地域展開、地域寺子屋事業、キャリア教育、学校給食を要とした食育の充実、里山学校事業、自然体験活動事業、国際理解教育、児童文化センター事業、図書館サポーター、社会教育推進事業、放課後児童クラブ、遊び場利用推進事業、青少年健全育成活動、安心して過ごせる居場所づくり、救命講習会

（3）高校生世代（思春期・青年期）

自己の可能性を広げる主体的な活動、学び続けるための支援、ライフデザインに関する周知啓発、消費者教育、金融経済教育、若者会議、高校生学習室、学習支援事業、大学受験料補助、中退の予防、中退後の支援

（4）大学生世代・若者（青年期）

高等教育の就学支援、高等教育の充実、社会的・職業的自立への支援、新たな学びへの応援、移住・定住の促進、就職支援、職業訓練、I・Uターン就職、リスキング、プレコンセプションケア、結婚の希望を叶える、婚活イベント、結婚相談、ジョブセンターまえばし

1. 前橋市こども計画の骨子案

② 各論

第5章 基本目標に基づく施策の取組

※下記「内容」欄に挙げている項目は、想定される事業や施策等の例示です。実際の項目は、今後の調査によりまとめていきます。

【施策の柱3】 子育ての当事者への支援

内 容	(1) 妊娠
	不妊・不育への支援、妊娠中の支援、利用者支援事業、健康診査、健康相談、妊産婦訪問指導、パパママ子育て応援ブック、マイタク、妊婦のための支援給付
	(2) 出産
	出産・産後に係る各種支援事業、出産育児一時金、こんにちは赤ちゃん事業、新生児家庭訪問、新生児聴覚検査
容	(3) 子育て
	経済的負担の軽減、家庭教育支援、子育て支援関連事業、児童手当、児童扶養手当、第3子以降3歳未満児保育料無償化、福祉医療、こどもの発達相談、各種健康診査・予防接種、一時預かり事業、こども誰でも通園制度、地域子育て支援拠点事業、元気保育園子育て応援事業、子育て親子支援講座（公民館事業）、ベビープログラム
	(4) 仕事と子育ての両立
	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画の促進・拡大、ファミリーサポートセンター、休日保育、病児・病後児保育

1. 前橋市こども計画の骨子案

② 各論

第5章 基本目標に基づく施策の取組

※下記「内容」欄に挙げている項目は、想定される事業や施策等の例示です。実際の項目は、今後の調査によりまとめていきます。

【施策の柱4】 こども・若者や家族の状況に応じた支援【特性や困難な状況を抱えた方】

（1）障害、病気（慢性疾患、難病）

発達支援事業、障害児通所支援事業、特別支援教育推進事業、医療的ケア児支援事業、自立支援医療費の支給、障害児相談支援事業、日中一時支援事業

（2）ひとり親家庭、貧困

ひとり親家庭支援事業、こどもフードパントリー事業、母子・父子自立支援員の設置、児童扶養手当、福祉資金貸付金制度、受験料補助、就業・自立支援事業、高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、災害遺児支援事業、母子生活支援施設の入所、ひとり親家庭養育費確保支援事業、フードバンク、就学援助制度、奨学資金制度、母子家庭等就業・自立支援センター、JR通勤定期乗車券の割引制度

（3）虐待、ヤングケアラー、社会的擁護

家庭児童相談事業、要保護児童対策地域協議会、虐待防止支援事業、ヤングケアラー訪問支援事業、児童養護施設等入所児童自立支援事業

（4）いじめ、不登校、ひきこもり、自殺

プラザ相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント、オープンドアサポーター、SOSの出し方に関する教育、いじめ防止こども会議、教育支援教室、まえばしコネクト、自殺予防普及啓発事業

（5）外国人、外国にルーツを持つこども

外国人児童生徒支援事業、外国人相談窓口、国際交流員事業

内
容

1. 前橋市こども計画の骨子案

② 各論

第5章 基本目標に基づく施策の取組

※下記「内容」欄に挙げている項目は、想定される事業や施策等の例示です。実際の項目は、今後の調査によりまとめていきます。

基本目標3

こどもは社会を元気にする原動力。こどもが自ら学び、安心して成長できるまちをみんなでつくり、全ての市民、企業など市全体の好循環を生み出す前橋市の実現

こどもや若者、取り巻く人々、地域など、社会全体がこどもの育ちや子育て支援に関心と理解を持ち、相互に連携しながらそれぞれの役割を果たしていくことで、こどもが健やかに育つことのできる環境を整えていきます。

【施策の柱1】 教育現場の取組

内容

公教育の充実に関する事業、保幼小連携の推進、幼児教育の充実、特色ある進路指導・探究学習の充実、キャリア教育の推進、多様な文化への理解、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育に関する事業

【施策の柱2】 官民連携・協働

内容

子育てしやすい職場環境の整備に関する事業、育児休業制度、男性育児休業取得率向上に向けた取組、マイタク

1. 前橋市こども計画の骨子案

② 各論

第5章 基本目標に基づく施策の取組

※下記「内容」欄に挙げている項目は、想定される事業や施策等の例示です。実際の項目は、今後の調査によりまとめていきます。

【施策の柱3】 地域での活動

内容

地域と繋がる学校づくり(授業公開、学校公開など)、地域・学校・家庭の連携による活動、のびゆくこどものつどい、多様な主体による学びの充実、青少年育成推進員の活動、青少年健全育成会の活動、子ども会育成会の取組、民間団体との連携による活動事業

【施策の柱4】 安心・安全に成長できる環境の整備

内容

事故・犯罪・災害から守る活動、こどもの被害防止活動(各種教室の実施)、非行防止関連事業、青少年支援センター事業、DV電話相談、まえばし生活自立相談センター、自立支援事業、インターネットやSNS等との関わり方、ネットトラブルの未然防止、非行防止への取組、性犯罪・性暴力への対策、不審者による被害防止

【施策の柱5】 こどもの居場所づくり

内容

放課後児童クラブ、遊び場利用推進事業、こども食堂、地域寺子屋、M-change、学習支援に関する事業

【施策の柱6】 相談体制の充実

内容

こども家庭センター、青少年支援センター、幼児教育センター、母子保健情報のデジタル化(Oyacoプラス)、DXの推進

1. 前橋市こども計画の骨子案

③ 資料編・別冊

【資料編】

- 会議による検討状況
 - ・ こどものまち前橋推進本部会議
 - ・ こどものまち前橋有識者会議
 - ・ こどものまち前橋若者会議
 - ※各会議の設置要綱、開催状況の概要を掲載
- 計画策定に向けた意見聴取の状況
 - ・ こどもまんなかアクションリレーションポジウムin前橋
 - ・ タウンミーティング
 - ・ ワークショップ
 - ・ 声を聴かれにくいこどもへの取組（特別支援学校、特別支援教室）
 - ・ 前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査
- 前橋市こども基本条例
 - ・ 条例本文
 - ・ 解説（やさしい版概要）
- 指標一覧
 - ・ 現状と目標値（計画終期の令和11年度時点）
- 用語解説
 - ※計画の掲載ページ欄外に掲載することも検討

【別冊】

- 事業実施計画
 - ・ 施策体系順の事業一覧
 - ※年度ごとに必要に応じて見直しを実施
- 施設整備計画
 - ・ こども、子育て支援機能強化
 - ・ 子育て関連施設の環境改善（ハード）
 - ※こども子育て支援事業債の利用を見込む事業は必須
- 第三期子ども・子育て支援事業計画
 - ・ 令和7～11年度の計画（策定済）